

令和4年6月定例会

総務委員会説明資料  
(その3)

経営戦略部

## 目 次

### I 提出予定案件

1	その他の議案	-----	1
(1)	条例案	-----	1

## I 提出予定案件

### 1 その他の議案

#### (1) 条例案

##### ① 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

###### ア 改正の理由

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正され、育児休業の取得回数の制限が緩和されるとともに、非常勤職員がその養育する子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の要件の一部が緩和されること等に鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずる等の必要がある。

###### イ 改正の概要

- (ア) 非常勤職員がその養育する子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の要件の一部について、当該期間の末日から6月を経過する日までに任期が満了することが明らかでないこととする。
- (イ) 非常勤職員が1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するためにする育児休業の要件の一部について、当該非常勤職員の配偶者が当該子を養育するための地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業の期間の初日とする措置等を講ずることとする。
- (ウ) 非常勤職員が1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するためにする育児休業の要件の一部について、イの（イ）と同様の措置等を講ずることとする。
- (エ) 非常勤職員の任期が更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることとなる場合に3回目の育児休業をすることができる特別の事情の要件について、非常勤職員以外の任期を定めて採用された職員についても適用することとする。
- (オ) その他所要の整備等を行うこととする。

###### ウ 施行期日等

この条例は、令和4年10月1日から施行することとする。